

JTCCM

平成12年6月1日制定

2019年11月19日変更 (い)

冷却塔設備性能評価業務方法書

冷却塔設備性能評価業務方法書

1 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行令(以下「令」という)第129条の2の6第三号の認定に係る性能評価に適用する。(い)

2 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下のとおりとする。様式、その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書
- (2) 冷却塔設備評価申請概要書
- (3) 構造・機能説明書
- (4) 設計基準
- (5) 標準設計諸元表
- (6) 材料・材質及び機械設備の仕様
- (7) 標準設計図
- (8) 技術資料
- (9) 別紙の「冷却塔設備の防火性能試験」による試験報告書 (い)
- (10) 施工要領書 (い)
- (11) 維持管理要領書
- (12) 会社概要
- (13) その他

3 評価方法

(1) 評価の実施

- イ 評価員は、2に定める図書を用い、(2)に示す評価基準に従って評価を行う。
- ロ 評価員は、評価上必要あるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
- ハ 評価員は、評価上必要あるときは、試験等に立ち会うことが出来るものとする。

(2) 評価基準

イ 別紙「冷却塔設備の防火性能試験」に従って実施された試験結果により、次の基準に従い判断する。(い)

①測定壁面のすぎ板表面温度が260℃以上にならないことを確認する。(い)

②試験時にすぎ板表面に到達し、かつ、すぎ板を着火させるような火の粉が発生しないことを目視にて確認すること。(い)

4 性能評価書

評価書は、以下の項目について記述する。

(1) 評価番号、評価完了年月日

(2) 申請者名(会社名、代表者名、住所)

(3) 件名 (い)

(4) 適用範囲

(5) 評価内容概略

(6) 評価結果

(7) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項

[別紙]冷却塔設備の防火性能試験 (い)

1 適用範囲

この試験は、建築物に設置する冷却塔設備の防火性能に適用する。

2 試験体

- (1) 試験体の材料及び構成は製品と同一とし、実際の性能を適切に評価できる寸法とする。(い)
- (2) 試験体は運転時湿潤状態及び停止時乾燥状態を想定する。(い)

3 試験装置

- (1) 排気システム（フード、排気ダクト及び排煙ファン等）は、標準温度、標準圧力の条件下で $3.5\text{m}^3/\text{s}$ 以上の排煙能力があること。
- (2) 火源は、上部表面が砂のような不活性な物質で多孔質を形成する大きさ $170\text{mm}\times 170\text{mm}$ 、高さ 145mm の矩形のプロパンガスバーナーとする。
- (3) 測定壁は、高さ 1200mm で試験体からの距離が $1000\text{mm}\sim 2000\text{mm}$ の範囲で試験体を囲うように構築する。

4 試験方法

- (1) 燃焼試験は、試験体を確実に燃焼させる位置にバーナーを設置し、火源となるバーナーに5分間、 100kW に相当する量の純度95%以上のプロパンガスを供給する。(い)
- (2) 四周壁温度の測定に使用する熱電対の熱接点は、大きさ $100\text{mm}\times 100\text{mm}$ 、厚さ 10mm の気乾状態の樹種すぎの板を裏面側に密着させて測定壁の所定の位置に設置する。
(い)
- (3) 壁面温度測定位置は、下端から距離 0mm 、 400mm 、 800mm とし、試験体から対象に設置する。(い)
- (4) 排気流量は、 $3.5\text{m}^3/\text{s}\pm 0.3\text{m}^3/\text{s}$ とする。(い)

5 測定

壁面のすぎ板表面温度を30秒以内毎に測定する。

6 報告

試験結果は評価基準と対応する測定値を明確に示すこととし、試験成績書には次の事項を記載する。

- (1) 試験体名称、種類、型番号
- (2) 試験体概要、試験体図、試験体仕様、材料仕様等
- (3) 試験結果
- (4) 試験日
- (5) 試験実施機関及び試験実施者